

## 第七十三回 商法中改正法律案特別委員小委員會議事速記録第四號

昭和十三年二月九日(水曜日)午前十時十分開會

○委員長(山岡萬之助君) ソレデハ是ヨリ開會致シマス、何カ御質問ハアリマセヌカ……有限會社取締役ノ資格ニ關シ、此ノ委員會ニ於テ色々論議セラレテ居リマシタガ、尙其ノ點ニ關シマシテ、政府ヨリ御説明ヲ願ツテ置キタイト思ヒマス

○政府委員(大森洪太君) 有限會社ニ於キマシテハ、株式會社ノ案ニ於ケルト同様ニ、取締役ハ必ずシモ社員タルコトヲ必要トシナイコトニ相成ツテ居ルノデアリマス、ソレハ御承知ノ此ノ案ノ第三十二條ニ依リマシテ、商法中改正法律案ノ第二百五十四條ノ第一項ヲ準用シテ居ル結果デアリマス、有限會社ノ本質ニ付キマシテハ屢々申カ負ハナイノデアリマシテ、此ノ點ニ於テ全ク株式會社ト其ノ揆ヲ一ニスルノデアリマス、申上ゲル迄モナク會社ノ種類ヲ別チマスル標準ハ、主トシテ社員ノ責任如何ト云コトニ存スルノデアリマスカラ、此ノ見地カラ考ヘマスルナラバ、有限會社ハ全ク株式會社ニ類似スルモノデアリマシテ、

或意味ニ於テハ株式會社ノ一種ナリト言ツテモ大差ハナイカモ知レナイノデアリマス、併シ他面ニ於キマシテ有限會社ニハ合名會社的色彩ヲ帶ビテ居ルト云フコトヲ申述ベマシタ、色彩ヲ帶ビルト云フヤウナ形容的文句ヲ用ヒマシテ、ソレデハ甚ダ正確ヲ缺ク虞ガアリマスルカラ、是ハ要スルニ社員ニ重キヲ置キマシテ、其ノ數ヲ少ク致シマシタト云フ點、即チ此ノ案ノ第八條デアリマス、ソレカラ持分ノ譲渡ニ嚴重ナル制限ヲ設ケマシテ、社員ノ移動ヲ防ギマシタ點、此ノ案ノ第十九條デアリマス、又定款ノ絶対的記載事項ト致シマシテ、社員ノ氏名住所ヲ掲ゲルコトニ致シマシタ、此ノ案ノ第六條デアリマス、ソレ等ノ内容ヲ指シテ申述ベタノデアリマス、ソコデ有限會社ガ株式會社ト全ク類似シテ居ルモノデアリマスルガ、只今申述ベマシタヤウナ合名會社ニ似タル特色ヲモ持ッテ居リマスル關係上、株式會社ノ法案ニ於ケルガ如ク、取締役ヲ社員外カラ迎ヘル餘地ヲ與ヘルト云フコトガ宜イカ悪イカ、多少論議ノ餘地ヲ存スルトノガアルト存ズル次第デアリマス、御承知ウト思フノデアリマシテ、其ノ必要ナリ竝ノ求メテ來ルト云フ必要ハ生ジテ來ルダラウト思フノデアリマシテ、其ノ必要ナリ竝ニ實益ハ、株式會社ニ比シテ更ニ大ナルモノガアルダラウト虞レルノデアリマス、而モ株式會社ニ付キマシテハ此ノ株式ヲ貸シマスル際ニ、或ハ白紙委任狀ヲ取ッテ置キマスルトカ、此ノ案ニ於ケルガ如ク株券ノ裏書ヲサセテ置クトカ、比較的此ノ返還ヲ容易ニスルコトガ出來マスルケレドモ、有限會社ニ於テハ株券ト云フモノハアリマセヌカラ、此ノ返還ノ問題ニ付テ紛争ヲ生ジマスルナラバ、其ノ紛争ハ

株式會社ニ於ケルヨリモ更ニ困難デアリ、激烈デアラウト思フノデアリマス、デアリマスルカラ、假ニ社員タルコトヲ假裝シテ之ヲ取締役ニ致シマシタ場合ニ、其ノ取締役ガ死ンデシマッタ云フヤウナ場合ガアリマスルナラバ、實際問題トシテハ、恐ラクハ其ノ所謂取締役ノ相續人ガ社員ニ確定的ニナッテシマヒマセウ、斯様ニナリマスルト異分子ガ確定的ニ有限會社ニ乗込ムコトニナルノデアリマシテ、其ノ危險ハ誠ニ著シト考ヘルノデアリマス、デアリマスルカラ矢張リ法律ニ於キマシテ、取締役ハ必ズシモ社員タルコトヲ必要トシナイノデアルト云フコトヲ明カニシテ置イタ方ガ、此ノ間ニ餘裕ヲ存シテ居ツテ、只今申上ゲマシタヤウナ弊害ヲ防止スルコトガ出來ルデアラウト思フノデアリマス、此ノ案ニ於キマシテ取締役ハ社員タルコトヲ要シナイト致シマシタケレドモ、是ハ御承知ノ通リニ決シテ法律ヲ以テ社員外ノ者ヲ以テ取締役ニシロト云フコトヲ強制シテ居ルノデハナイノデアリマシテ、定款ヲ以テ取締役ハ社員タルコトヲ要スルト云フコトヲ規定スルコトハ自由デアリマシテ、此ノ定款ノ定ハ有效デアリマス、デアリマスルカラ有限會社ニ於キマシテ社員タルコトヲ必要トスルモ

ノト考ヘマスルナラバ、定款ニ左様ナ規定ヲ置イテ置ケバ宜イノデアリマス、サウンテ定款變更ニ付キマシテハ前回ニモ申述べマシタ通リニ、有限會社ニ於キマシテハ其ノ變更手續ハ株式會社ニ比ベマシテ更ニ嚴重デアリマス、即チ此ノ案ノ第四十八條、重デアリマス、即チ此ノ案ノ第四百四十三條ヲ御對照ニナリマスルト直グ明瞭ニナルノデアリマシテ、有限會社ノ定款變更ノ手續ハ嚴重デアリマス、デアリマスルカラ若シ有限會社ニ於テ取締役ハ必ズ社員タルコトヲ要スルモノデアルト云フ定款ノ定ヲ致シマシタスルカ、其ノ定款ノ實質的效力ト申シマスナラバ、其ノ定款ノ條章ヲ變更スルコトガ嚴重ナル方法ニ依ラナケレバナラヌカラデアリマス、又假ニ定款デ左様ナ定ヲ致シマセス場合デモ、取締役ノ選任解任ハ社員總會デ決スルノデアリマスカラ、社員多數ノ意見ニシテ社員外ヨリ取締役ヲ迎ヘルコトヲ以テ社員外ノ者ヲ以テ取締役ニ欲シナイナラバ、必ズヤ社員中ヨリ取締役ヲ選任致シマセウ、又一旦取締役ヲ社員外カラ迎ヘテモ、是ガ不適任デアリ不適當デアルト云フヤウナ場合、之ヲ解任シヤウト思ヒマスルナラバ、社員總會デ解任ガ出来ルノデアリマスカラ、左ホド此ノ點ニ關シ

ノト考ヘマスルナラバ、定款ニ左様ナ規定ヲ置イテ置ケバ宜イノデアリマス、サウンテ清算人ニナリマスルガ、清算人ヲ解任シマスル手續ハ株式會社ニ比ベマシテ、有限會社ニ付テハ比較的容易デアリマス、ソレモ既ニ申述べタ通リデアリマシテ、此ノ案ノ第七十四條ノ第一項、商法中改正法律案ノ第四百二十六條等ヲ御對照相成リマスレバ、此ノ點ハ明瞭デアリマス、之ヲ要シマスルニ、株式會社ニ於キマシテ、取締役ヲ社ニ於テ取締役ハ必ズ社員タルコトヲ要スルカ、是ハ株式會社ニ比シテ更ニ確實デアリマス、蓋シ此ノ條章ヲ變更スルコトガ嚴重ナル方法ニ依ラナケレバナラヌカラデアリマスノミナラズ、有限會社ニ於テ其ノ必ナ途ヲ開イタモノデアリマス、有限會社ニシテ、左様ナ弊害ガ起ラズニ濟ミ得ルヤウナ途ヲ開イタモノデアリマス、有限會社ニ於キマシテモ其ノ趣旨ハ全ク是ト同様デアリマス、又假ニ定款デ左様ナ定ヲ致シマセス、又大ナルモノガアルコトヘ、先程縷々申述ヘ大ナルモノガアルコトヘ、先程縷々申述ヘタ通リデアリマス、外國ノ例ノ如キヘ固ヨリ重大ナル参考ニハナリマセヌケレドモ、外國法ノ現狀ヲ見マスルト「ドイツ」ニ致シテモ、「スキス」、「オーストリア」、「イギリス」、「フランス」、「ブルガリア」、「ポーランド」、其ノ他大多數ノ國ハ有限會社ニ付テ、其ノ取締役ハ社員タルコトヲ要セザルモノト致シテ居リマス、之ヲ要スルモ

ノト致シテ居リマス國ハ殆ド無イカノヤウニ承知ヲ致シテ居リマス、大體甚ダ華雜デアリマスルガ一應申述ベタノデアリマシテ、尙御質問ガアリマスレバ補足ヲ致シタイト存ズル次第デアリマス  
○委員長(山岡萬之助君) 速記ヲ止メテ下サイ  
〔速記中止〕  
○委員長(山岡萬之助君) ソレデハ速記ヲ始メテ……別ニ御發言モナイヤウデゴザイスルニ、株式會社ニ於キマシテ、取締役ヲ株主以外ヨリ持ツテ來ルト云フ途ヲ開キマシタノハ、今日ノ實際ノ弊害ヲ痛感致シマシテ、左様ナ弊害ガ起ラズニ濟ミ得ルヤウモノト考ヘマス、皆サンノ御考モ別ニ原案ニ對シテ修正意見モゴザイマセヌカラ、此モノト考ヘマス、皆サンノ御考モ別ニ原案ニ對シテ修正意見モゴザイマセヌカラ、此ノ程度ニ於テ此ノ委員會ヲ閉ヂマシテ、此ノ審議ノ經過ヲ特別委員會ニ報告スルコトニ於テ結末ヲ著ケタイト思ヒマス、ソレデ宜シウゴザイマセウカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
○委員長(山岡萬之助君) 御異存ナイモノト認メマシテ左様ニ取計ヒマス、ソレデハ此ノ小委員會ハ之ヲ以テ閉ヂマス  
午前十時四十分散會  
出席者左ノ如シ  
委員長 山岡萬之助君  
委員 子爵舟橋 淸賢君

政府委員

司法省民事局長	大森 洪太君	中川 健藏君
司君省刑事局長	松阪 廣政君	男爵奥田 剛郎君
司法省調査部長	井上 登君	森 平兵衛君
		山隈 康君
		岩田 宙造君
		大西虎之介君

昭和十三年二月九日印刷

昭和十三年二月十日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局